

## 独立行政法人日本芸術文化振興会の中期目標

平成 15 年 10 月 1 日

改正 平成 18 年 3 月 30 日

### (序 文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人日本芸術文化振興会が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

### (前 文)

都市化や過疎化、少子化や高齢化など社会の急激な変化が進む中であって、人々が心豊かに生きる社会を築いていくことが重要であり、その核となる芸術文化の振興に対する国民の期待はかつてない高まりを見せている。

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、我が国を代表する芸術文化振興の中核的拠点として、芸術文化の豊かな広がりを実現すること、我が国の貴重な財産である伝統芸能を後世に伝えていくこと、多彩で豊かな芸術の創造活動を活性化させること等の役割を果たすことが求められているところであり、その基盤の整備、活動の発展は我が国の芸術文化の振興において不可欠である。

このため、振興会は、芸術家・芸術団体等が行う芸術文化活動に対する支援を行うとともに、自らが設置する劇場施設において、我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の保存振興及び我が国における現代の舞台芸術（以下「現代舞台芸術」という。）の振興普及を図るための伝統芸能の公開・現代舞台芸術の公演等各種事業を実施することにより、芸術その他の文化の向上に寄与するものとする。

文化芸術振興基本法は、文化芸術活動を行う者の自主性・創造性が十分尊重されなければならないこと、国民が等しく文化芸術を享受しこれを創造することができる環境の整備が図られること、多様な文化芸術の保護及び発展が図られること等を文化芸術の振興に当たっての基本理念として定めている。

このような文化芸術振興の基本理念に鑑み、振興会が自らの役割を果たすためには、その主体性・自律性を十分尊重することを基本とし、かつ、今日の我が国の文化を取り巻く状況への配慮が不可欠であることから、振興会に設けられる評議員会等の審議及び意見を踏まえて、適切に事業を実施していくことが必要である。

上記を踏まえ、振興会の中期目標は以下のとおりとする。

### 中期目標の期間

振興会が実施する業務は、計画、準備から成果を得るまでに長期間を要するものが多いことから、中期目標の期間は、平成 15 年 10 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 4 年 6 ヶ月間とする。

## 業務運営の効率化に関する事項

- 1 振興会の行う業務について既存事業の徹底した見直し、効率化を進め、一般管理費などの事務的経費については、事務の一元化、一般競争入札の積極的な導入等を進め、平成 14 年度予算を基準として中期目標期間中に、13%以上の効率化を図ること。

また、事業費についても、業務の効率化を進め、中期目標期間中に、毎事業年度につき 1%以上の効率化を図ること。

なお、振興会は、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、平成 18 年度から国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めること。

- 2 振興会における業務運営について、外部有識者を含めて検討を行い、その結果を組織、事務、事業等の改善に反映させること。

また、研修等を通じて職員の理解促進、意識や取り組みの改善を図ること。

## 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 1 芸術文化活動に対する支援

- (1)-1 国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していく環境の醸成とその基盤の強化を図っていくとともに、我が国の芸術水準を向上させていくため、芸術家及び芸術団体等が実施する次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。

芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動

文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの

その他、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動

- (1)-2 資金の支給に際しては、国、地方公共団体等における芸術文化の振興のための取り組みとの連携に留意するとともに、芸術文化団体等の芸術文化活動の充実・活性化や自助努力の助長など適切な支給効果が得られるよう配慮すること。

なお、資金の支給については、交付申請書受理から交付決定までの期間を、平成 14 年度の実績以下とすること。

- (2) 助成金の交付に係る審査手続き等に関し、客観性及び透明性の確保を図るため、第三者機関による選考基準の策定、採択の審査等を行う体制を構築すること。
- (3) 芸術文化振興基金の管理運用については、安全性に留意しつつ、客観性及び透明性の確保を図りながら、資金の確保に努めること。
- (4) 助成金の交付については、助成対象活動の実施状況及び当該分野の現状等を調査するとともに、その調査結果や応募状況等を勘案し、より効果的かつ効率的な助成について検討し、事業に反映させること。

また、ホームページによる芸術文化団体等に対する各種情報等の提供を充実させ、

年間アクセス件数を平成 14 年度の実績以上とすること。

## 2 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演

伝統芸能の保存振興及び現代舞台芸術の振興普及を図るため、次のとおり伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うこと。

### (1) 伝統芸能の公開

歌舞伎、文楽、能楽等の伝統芸能を古典伝承のままの姿で公開するように努めること。

また、多様な国民の関心にも配慮しつつ、各種公演を計画的に実施し、広く国民が伝統芸能を鑑賞する機会を提供すること。

### (2) 現代舞台芸術の公演

国際的に比肩しうる高い水準のオペラ、バレエ等の現代舞台芸術を自主制作により公演すること。

また、多様な国民の関心にも配慮しつつ、各種公演を計画的に実施し、広く国民が現代舞台芸術を鑑賞する機会を提供すること。

なお、新作と再演のバランス等に配慮しつつ、レパートリーシステムの定着に努めること。

### (3) 青少年等を対象とした伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演

青少年等が伝統芸能及び現代舞台芸術の魅力に触れることのできる機会の提供の充実に努めること。

### (4) 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の実施に際しては、次のことに留意すること。

ア 公開・公演の目的、期待する成果等を明確にし、外部の専門家等からの意見や観劇者の要望等を踏まえた評価等を行い、事業の充実に反映させること。

イ 幅広く多くの国民の鑑賞を目指して、個々の公演において、適切な鑑賞者数の目標を設定し、その達成に努めること。

ウ 外部団体との連携協力等に努めること。

## 3 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修

伝統芸能の保存振興、現代舞台芸術の振興普及を図るため、次のとおり伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を実施すること。

(1) 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修については、その対象とすべき分野・人数等について、関係団体の要望、外部専門家等の意見等を踏まえつつ、計画目標を設定し実施すること。

(2) 研修の成果を積極的に公表し、国民の理解の促進に寄与すること。

(3) 外部の有識者等を含めた外部評価等を実施するとともに、その結果を踏まえ、メニューや研修実施方法等の改善を図ること。

## 4 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用

伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の充実に資するとともに、その成果を研

究者や国民一般に提供し伝統芸能及び現代舞台芸術の理解の促進を図るため、次のとおり伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用を図ること。

- (1) 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うための調査研究や関連する調査研究を実施するとともに、研究成果を事業の充実や伝統芸能・現代舞台芸術の振興等に反映させること。

また、調査研究の成果を多様な方法を活用して積極的に公表し、国民の伝統文化、現代舞台芸術及び劇場活動に対する理解の促進、関心の喚起等を図ること。

- (2) 資料の収集、活用方針を策定し、計画的な資料収集を行い、常に良好な状態において保存し、その充実を図ること。

また、収集した資料を振興会の各施設で展示公開を行うとともに、そのデータベース化を図るなど、各種方策を講じ、研究者はもとより広く国民の利用の促進を図ること。

- (3) 一般利用者等に対するアンケート調査を適宜実施するとともに、外部の専門家等の意見を踏まえ、事業の充実反映させること。

## 5 劇場施設の利用

- (1) 伝統芸能の保存振興、現代舞台芸術の振興普及を図るための事業又はその他の目的のための事業の利用に供するため、劇場施設を貸与し、有効活用を図ること。
- (2) 各施設の劇場利用者に対し、利用方法等の情報及び関連スタッフの提供を適切に行うとともに、利用者の要望等を調査し、その結果を業務の充実反映させる。

## 6 附帯する業務

伝統芸能の保存振興及び現代舞台芸術の振興普及を図るため、次の事業を実施すること。

- (1) 教育普及事業の実施

ア 伝統芸能の保存振興及び現代舞台芸術の振興普及を図るための教育普及事業を実施し、児童生徒・国民一般に対する伝統芸能及び現代舞台芸術の理解の増進等を図ること。

イ 教育普及事業への参加者については、中期目標の期間中毎年度平均で平成 14 年度の実績以上となるよう努めるとともに、参加者へのアンケート調査を実施し、回答者の 70%以上から有意義であったとの回答が得られるように努め、調査結果を内容やテーマの設定等に反映させ、充実を図ること。

- (2) 広報活動の充実

インターネットなどを利用した各種情報の積極的な発信、伝統芸能の公開・現代舞台芸術の公演等についての広報活動を充実させ、伝統芸能、現代舞台芸術についての国民の理解促進、情報入手等に寄与すること。

また、ホームページへの情報の掲載に要する期間を 7 日以内とするとともに、年間アクセス件数を平成 14 年度の実績以上とすること。

- (3) 交流事業の推進

我が国における伝統芸能及び現代舞台芸術の理解の促進、活性化等に資するため、必要に応じて、特に組踊等沖縄伝統芸能の保存振興について、国内外の芸術関係団体等との交流等の実施に努めること。

(4) 劇場利用者等へのサービスの向上

ア 高齢者、身体障害者、外国人等を含めた来場者本位の快適な観劇環境の形成により、来場者の満足度の向上を図ること。

イ 各劇場の観劇者、観劇希望者の要望、利用実態等を踏まえたサービスを提供すること。

財務内容の改善に関する事項

自己収入の確保や税制措置も活用した寄附金、予算の効率的な執行等に努め、適切な財務内容の実現を図る。

1 自己収入の増加

国民の鑑賞機会の確保、芸術活動の独創性等に十分留意しつつ、入場料、施設使用料、外部資金等自己収入の増加に努めること。

また、自己収入の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めること。

2 固定経費の節減

管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うことなどにより、固定経費の節減を図ること。

その他業務運営に関する重要事項

1 人事管理（定員管理、給与管理、意識改革等）、人事交流の適切な実施により、内部管理業務の改善を図る。

2 施設設備に関する計画

(1) 業務の目的・内容に適切に対応するため長期的視野に立った施設・設備の整備計画を作成すること。

(2) 国立劇場おきなわの用地（未購入の部分）について、関係機関と調整の上、計画的に購入を進めること。

3 その他振興会の業務の運営に関し必要な事項

組踊等沖縄伝統芸能の保存及び振興に係る劇場施設の管理運営については、沖縄芸能・文化の独自性とその伝統を活かし、地方自治体等地域の協力を得るため、民間委託によるものとする。

また、現代舞台芸術の振興及び普及に係る劇場施設の管理運営についても、芸術家、芸術団体等の創意、工夫を取り入れるとともに民間等の協力を得るため、民間委託によるものとする。